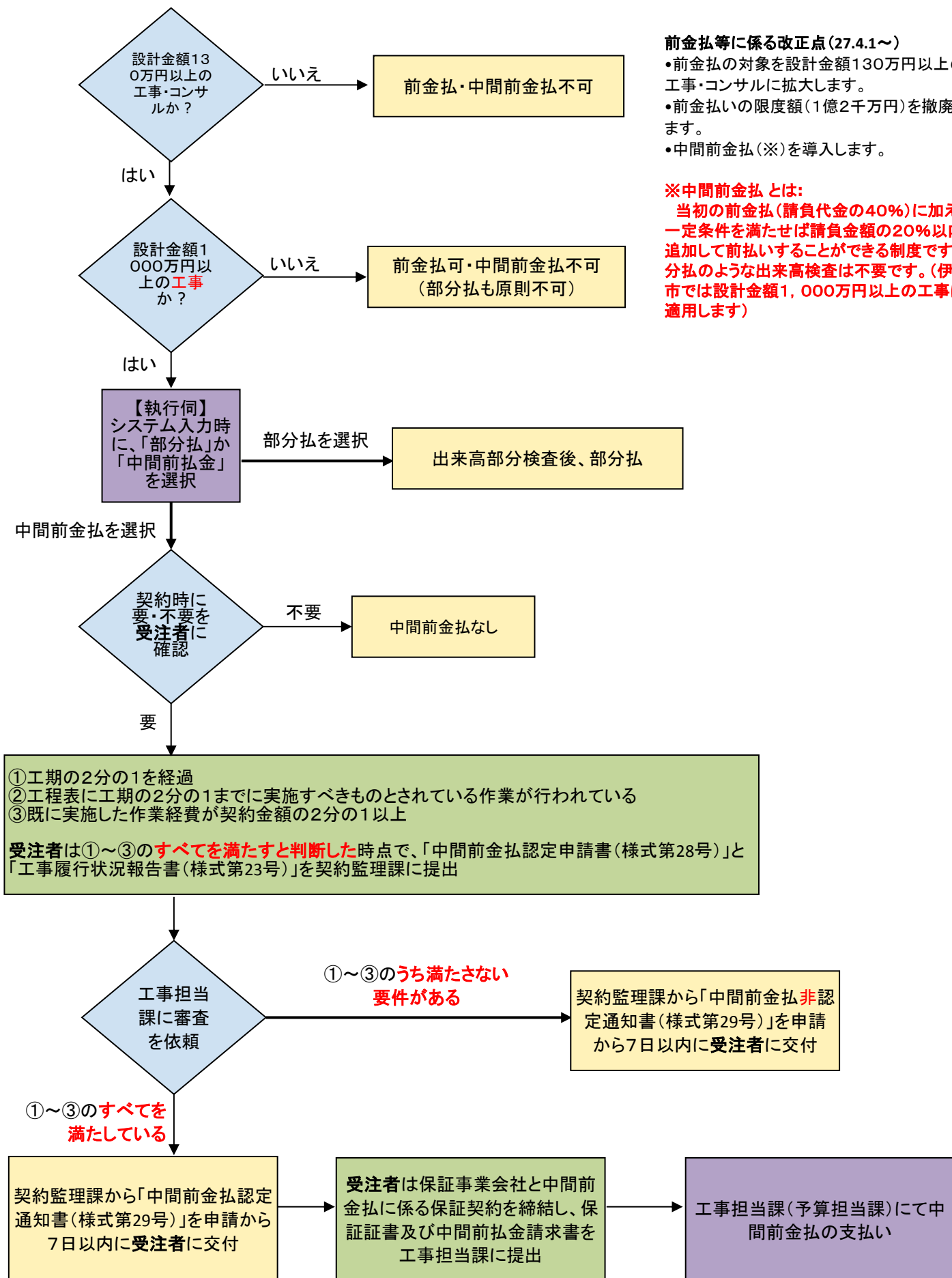


前金払等の流れ



前金払等に係る改正点(27.4.1～)

- 前金払の対象を設計金額130万円以上の工事・コンサルに拡大します。
- 前金払いの限度額(1億2千万円)を撤廃します。
- 中間前金払(※)を導入します。

※中間前金払とは:

当初の前金払(請負代金の40%)に加えて、一定条件を満たせば請負金額の20%以内を追加して前払いすることができる制度です。部分払のような出来高検査は不要です。(伊賀市では設計金額1,000万円以上の工事に適用します)